

江東区立辰巳小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」「江東区いじめ防止基本方針」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進する。

いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知する。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知する。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くために、学級担任等が気付いたこどもの気になる様子やこども同士のトラブルについて、迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。
- 「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にするとともに、教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

《学校教育相談体制の充実》

- 被害のこどもが、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲のこどもが「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させる。
- こどもからの訴えを確実に受け止め、相談したこどもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、こどもの不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、こどもが教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

ポイント4 こどもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- こどもたち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする
- 全ての教育活動を通じて、こどもたちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、こどもたちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員がこどもの活動を励まし支援していく。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

《保護者との信頼関係に基づく対応》

- いじめ問題を解決するために、被害及び加害のこどもの双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していく。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どのこどもにも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

《地域、関係機関等との連携》

- 定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害のこどもを支援したり、加害のこどもの反省を促す指導を行ったりする。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この辰巳小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

「いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わず**いじめがおこなわれなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に取り組む。

(2) 学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等による「**辰巳小学校いじめ対策委員会**」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合には、臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 四つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止

ア わかる授業づくり…児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

- 確かな学力の向上のため、個別学習、グループ学習、課題別学習などの学習形態や少人数指導、習熟度別指導などの指導方法を工夫し、一人一人児童の実態に応じた指導を行うとともに、基礎・基本を確実に定着させて「できない」「わからない」をなくし児童の自信と学習満足度を向上させる。
- 「わからない」「できない」はわからなくなったところまで立ち戻って、丁寧に教える指導の徹底を図り、「やればできる」という自信と意欲をもたせる。満足から意欲へ、意欲から向上への一人一人が確実にステップアップできる「学びのサイクル」をつくる。

イ 人権教育・道徳教育の充実…いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

- 道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る。
- 道徳の授業を保護者、地域住民及び都民に公開するとともに、「心の教育」の在り方について、学校・家庭・地域社会が意見交換等を行い、連携・協力して道徳教育を推進する。
- 児童相互の連帯感を育て、思いやりの気持ちをもち責任感のある行動がとれるように、生活に根ざした心の教育を進める。
- いじめに関する授業を各学級で年3回以上実施する。

ウ 体験活動の充実…他者とのコミュニケーション能力を養う体験活動を、計画的に実施する。

- 兄弟学級（スマイル班）による交流活動を行う。
- 併設幼稚園、近隣の幼保中との交流活動を行う。

エ 学級経営の充実…学級活動等に互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

- 友達のよさみつけの活動を年2回以上行う。
- 「アサーション」(より良い人間関係を築くための、自分も相手も大切にしたい自己表現法)に関する授業を行い、「アサーティブ」な人間関係づくりに努める。

オ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策…全校児童の携帯電話、インターネットの使用における問題の把握に努め、児童に対する情報モラル教育の充実及び児童やその保護者に対する啓発活動を行う。

- セーフティー教室において携帯電話、インターネットの正しい使い方の授業を行う。
- セーフティー教室後の意見交換会で保護者へ情報モラルに関する啓発活動を行う。
- 各家庭で携帯電話、インターネット使用に関するルールをつくる。

(2) 早期発見

ア アンケート調査の実施…定期的なアンケート調査による早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制の整備に努める。

- 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解を促進する。
- 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察を行う。
- 児童・保護者に生活アンケート、教職員自己点検を行い、いじめの実態把握、早期発見に努める。
- 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

イ 教育相談の整備…保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備に努める。

- 4月に相談室やスクールカウンセラーによる相談を児童・保護者に周知する。
- 4月にいじめ相談窓口について児童・保護者に周知する。
- 5年生全員を対象としたスクールカウンセラーによる相談を行う。
- 年2回、学級担任による、全員面接を行う。
- いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・保護者等に周知する。
- 「いつでも話を聞いてほしい。」「小さなことにも気付いてほしい。」という児童や保護者の願いを受け止め、忙しくとも児童と向き合い、話を聞き、児童や保護者の思いや考えをしっかりとつかみ、その思いに応えられる教員を目指す

ウ いじめ防止に関する研修の実施…いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけ実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

- 年3回、ケーススタディを行い、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」に関する 資質能力の向上に努める。

(3) 早期対応

- ア 教職員はいじめに関する相談受けたり、いじめと思われる行為を見つけたりした場合は速やかに管理職に報告する。
- イ いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ウ 速やかに状況について全教職員に周知し、全教職員による正確な事実把握を組織的に行う。
- エ **「校内いじめ対策委員会」**を招集し、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- オ **「校内いじめ対策委員会」**の報告を速やかに江東区教育委員会に提出する。
- カ いじめられた児童、いじめた児童の保護者に情報（その時点での）を速やかに伝えるとともに保護者・家庭の情報との共有化を図る。
- キ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童の指導を行うとともに、校長は必要な措置を講じる。
- ク いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導を行う。
- ケ 必要に応じて、保護者会の開催などによる他の保護者との情報共有に努める。
- コ 関係機関やスクールカウンセラー等の専門家との相談・連携を行う。
- サ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については教育委員会へ報告するとともに警察と連携し対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席（年間30日を目途）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

ア 発生の報告

重大事態に該当すると認めるときは、その旨を江東区教育委員会に報告する。報告と同時に調査の準備作業（具体的には、学校が保有しているいじめにより重大被害が生じた疑いがある児童に係る情報の集約及び関係者間における共有を開始する。

イ 留意事項

- 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養
調査を実施する前提として、各教員が、普段からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録する。
- 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行
調査を実施する前提として、学校及び設置者は次のような点に留意し、研修等の機会を通じて平素から教職員の意識を啓発しておく。
 - ・ 重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を各教員が正確に理解しておくこと
 - ・ 重大事態の調査は学校と設置者が連携して行うことが重要であること
 - ・ 平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行すること